

定住自立圏・連携中枢都市圏の制度概要

	定住自立圏	連携中枢都市圏
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>集約とネットワーク</u> ・ 中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町において必要な生活機能を確保 ・ 農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力して圏域全体を活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>コンパクト化とネットワーク化</u> ・ 「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を実施 ・ 人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点形成
圏域形成の 手続き	①中心都市による「中心市宣言」	①中心都市による「連携中枢都市」としての宣言
	②協定の締結	②「連携協約」の締結
	③定住自立圏共生ビジョンの策定	③連携中枢都市圏ビジョンの策定
中心市・ 連携中枢 都市の要 件	① <u>人口が5万人程度以上</u> であること（少なくとも4万人を超えていること）。	① <u>指定都市、中核市</u> であること。
	②昼夜間人口比率が1以上であること。（合併市は、人口最大の旧市の比率が1以上も対象）	②昼夜間人口比率がおおむね1以上（合併市は、人口最大の旧市の比率がおおむね1以上も対象）
	③三大都市圏の区域外の市であること。三大都市圏の区域内に所在する場合は特別区又は政令指定都市に通勤通学する者の割合が1割未満であること。	③三大都市圏の区域外の市。三大都市圏の区域内に所在する場合は特別区又は政令指定都市に通勤通学する者の割合が1割未満であること。
		④隣接する2市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上）の人口合計が20万人を超え、双方が概ね1時間以内の交通圏（複眼型）
主な財政 措置	○中心市 ・ 特別交付税 85百万円程度／年（面積、人口等を勘案して算定。対象経費の8割措置）	○連携中枢都市 ・ 普通交付税 圏域人口75万で200百万円 ※「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の強化・集積」に係る事業に対して措置 ・ 特別交付税120百万円程度／年
	○近隣市町村 ・ 特別交付税 15百万円／年（対象経費の10割措置）	○連携市町村 ・ 特別交付税 15百万円／年